

## 幕別町優良和牛生産基盤強化事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、農業者等が体格発育に優れた繁殖雌牛を保留し経済性の高い和牛の改良を促進するために、優良和牛生産基盤強化事業補助金を交付することにより、和牛繁殖産地として畜産の振興に資することを目的とする。

(補助対象)

**第2条** この補助金は、幕別町内に住所を有する和牛飼養農業者等（以下「補助対象事業者」という。）が、自家生産及び購入により保留した和牛繁殖雌牛のうち基本登録又は本原登録時の体格得点が81.5点以上のものに対して補助するものとする。ただし、町税を滞納している補助対象事業者は、当該補助対象から除くものとする。

(補助額)

**第3条** 前条に規定する補助金の額は、1頭当たり20,000円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者の義務)

**第4条** この要綱により補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日の翌日から3年間は、当該繁殖雌牛を譲渡、転貸、委託その他いかなる方法によっても他人に飼育管理させてはならない。

(補助金返還)

**第5条** 補助金の交付を受けた補助対象事業者が前条の規定に違反したときは、補助金を返還しなければならない。

(補助金の交付手続)

**第6条** 補助金の交付申請、実績報告その他補助金の交付に関する手続は、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号。以下「規則」という。）の定める例によるものとする。

2 補助対象事業者は、前項に規定する交付申請及び実績報告をするときは、規則に定める書類のほか、優良和牛生産基盤強化事業計画（実

績)書(様式第1号)に体格得点分かる書類を添付して町長に提出しなければならない。また、納税状況を確認するため、納税状況調査同意書(様式第2号)も提出しなければならない。

(補助金の交付手続等に関する権限の委任)

**第7条** 補助対象事業者は、補助金の交付手続等に関する権限を農業協同組合に委任することができる。

2 前項の委任をする補助対象事業者は、委任状(様式第3号)を農業協同組合に提出するものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。